# ○取付管設置までのフロー図

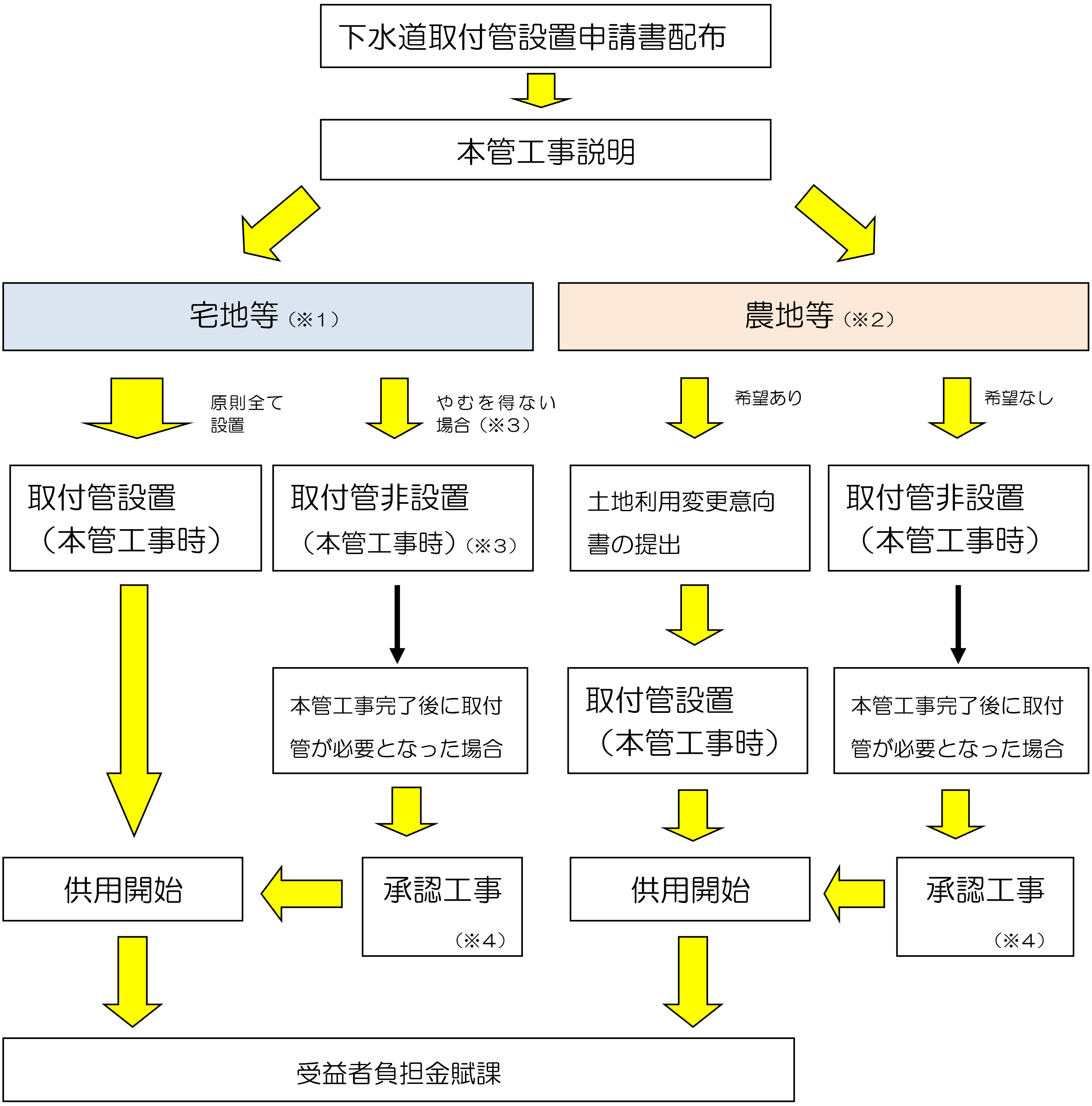


（※１）宅地等…湖西市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則別表２（第10条関係）中の「耕作中の田及び畑、山林、池沼その他これに準ずる土地」に該当しない土地をいう。

（※２）農地等…湖西市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則別表２（第10条関係）中の「耕作中の田及び畑、山林、池沼その他これに準ずる土地」をいう。

（※３）やむを得ない場合…所有者不明の土地、相続放棄地等で取付管の設置ができない場合をいう。

（※４）承認工事…下水道法第16条の規定により、市長の承認を受けて個人負担で行う工事をいう。